

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に係る弁法  
（商務部令 2021 年第 1 号として 2021 年 1 月 9 日発布、同日施行）

第 1 条 外国の法律及び措置の不当な域外適用の中国に対する影響を阻止し、国家の主権、安全及び発展利益を維持保護し、中国の公民、法人又はその他の組織の適法な権益を保護するために、「中華人民共和国国家安全法」等の関係法律に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 本弁法は、外国の法律及び措置の域外適用が国際法及び国際関係の基本準則に違反し、中国の公民、法人又はその他の組織と第三国（地域）及びその公民、法人又はその他の組織との正常な経済貿易及び関連活動の実施を不当に禁止又は制限する状況に適用される。

第 3 条 中国政府は、独立自主の対外政策を堅持し、主権の相互尊重、内政への相互不干渉及び平等互惠等の国際関係基本準則を堅持し、締結した国際条約及び協定を遵守し、引き受けた国際義務を履行する。

第 4 条 国は、中央国家機関の関係部門が参加する業務メカニズム（以下「業務メカニズム」という。）を確立し、外国の法律及び措置の不当な域外適用への対応業務に責任を負わせる。業務メカニズムは国務院の商務主管部門が指揮をとり、具体的な事項については国務院の商務主管部門及び発展改革部門がその他の関係部門と共同して責任を負う。

第 5 条 中国の公民、法人又はその他の組織は、自身と第三国（地域）及びその公民、法人又はその他の組織との正常な経済貿易及び関連活動が外国の法律及び措置によって禁止又は制限される状況に遭遇した場合には、30 日以内に国務院の商務主管部門に対して関係状況をありのままに報告しなければならない。報告者が秘密保持を要求する場合には、国務院の商務主管部門及びその職員は、当該報告者のために秘密を保持しなければならない。

第 6 条 関係する外国の法律及び措置に不当な域外適用の状況が存在するか否かは、業務メカニズムが次の各号に掲げる要素を総合的に考慮して評価確認する。

- (一) 国際法及び国際関係の基本準則に違反するか否か
- (二) 中国の国家の主権、安全及び発展利益に生ずるおそれのある影響
- (三) 中国の公民、法人又はその他の組織の適法な権益に生ずるおそれのある影響
- (四) その他考慮すべき要素

第 7 条 業務メカニズムは、評価を経て、関係する外国の法律及び措置に不当な域外適用の状況が存在する旨を確認した場合には、関係する外国の法律及び措置を承認・執行・遵守してはならないとする禁止令（以下「禁止令」という。）を国務院の商務主管部門が発布する旨を決定することができる。

業務メカニズムは、実情に応じて、禁止令の中止又は取消しを決定することができる。

第 8 条 中国の公民、法人又はその他の組織は、禁止令遵守の免除を国務院の商務主管部門に申請することができる。

禁止令遵守の免除を申請する場合には、申請者は国务院の商務主管部門に書面申請を提出しなければならない。書面申請には免除申請理由及び免除申請範囲等の内容が含まれていなければならない。国务院の商務主管部門は、申請を受理した日から30日以内に、認可するか否かの決定を下さなければならない。緊急の場合には、遅滞なく決定を下さなければならない。

第9条 当事者が禁止令範囲内の外国の法律及び措置を遵守して中国の公民、法人又はその他の組織の適法な権益を侵害した場合には、中国の公民、法人又はその他の組織は、法により人民法院に訴訟を提起し、当該当事者に損害賠償を要求することができる。但し、当事者が本弁法第8条の規定により免除を受けている場合を除く。

禁止令範囲内の外国法に基づいて下された判決・裁定により中国の公民、法人又はその他の組織が損害を被ることになった場合には、中国の公民、法人又はその他の組織は、法により人民法院に訴訟を提起し、当該判決・裁定において利益を得た当事者に損害賠償を要求することができる。

本条第1項及び第2項所定の当事者が人民法院の効力を生じた判決・裁定の履行を拒絶する場合には、中国の公民、法人又はその他の組織は、法により人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第10条 業務メカニズムの成員単位は、それぞれの職責により、中国の公民、法人又はその他の組織による外国の法律及び措置の不当な域外適用への対応のために、指導及びサービスを提供しなければならない。

第11条 中国の公民、法人又はその他の組織が、関係する外国の法律及び措置を禁止令に基づいて遵守せず、かつ、これにより重大な損害を受けた場合には、政府の関係部門は、具体的な状況に基づいて必要な支援を与えることができる。

第12条 外国の法律及び措置の不当な域外適用に対し、中国政府は、実情及び必要に応じて、必要な報復措置を講ずることができる。

第13条 中国の公民、法人又はその他の組織が規定どおりありのままに関係状況を報告せず、又は禁止令を遵守しない場合には、国务院の商務主管部門は、警告を与え、期限を定めた是正を命ずることができ、かつ、情状の軽重に基づいて過料を科すことができる。

第14条 国务院の商務主管部門の職員が、関係状況を報告した中国の公民、法人又はその他の組織のために規定どおりに秘密を保持しない場合には、法により処分を与え、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第15条 中華人民共和国が締結又は参加する国際条約及び協定に定める外国の法律及び措置の域外適用に係る状況には、本弁法を適用しない。

第16条 本弁法は、公布の日から施行する。

（法令原文名称：阻断外国法律与措施不当域外适用办法）